

条 例 見 直 し 調 書

作成年度 平成 21 年度

条 例 名	神奈川県営住宅条例		
条 例 番 号	平成 9 年神奈川県条例第 36 号	法 規 集	第 12 編第 9 章
所 管 部 局 室 課	県土整備部住宅課		
条 例 の 概 要	公営住宅法に基づく公営住宅及び共同施設並びに住宅地区改良法に基づく改良住宅及び地区施設の設置及び管理について必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔 現在でも 必要な条 例か。〕	住宅に困窮する低所得者に対して良質な住宅を低廉な家賃で賃貸する公営住宅は、現在でも必要である。 当該施設の設置及び管理について規定している本条例は、必要な条例である。	県営住宅 (平成 21 年 3 月 31 日現在) 団 地 数 223 団地 棟 数 1,874 棟 戸 数 45,593 戸 入居者数 42,755 世帯
	有効性 〔 現行の内 容で課題 が解決で きるか。〕	定期借家に関する規定や目的外使用に関する規定等が整備されていないため、県営住宅施設を有効活用することができていない状況にある。	1 定期借家とは、良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法第 5 条の規定に基づく定期建物賃貸借をいう。 2 目的外使用とは、公営住宅法第 1 条に規定する目的以外の用途に県営住宅施設を使用することをいう。
	効率性 〔 現行の内 容で効率 的といえ るか。〕	定期借家による入居が規定されていないことから、建替え等に対処するため空き家としている住宅を一定期間に限り提供することができず、県営住宅施設を効率的に運用できていない状況である。	
	基本方針適合性 〔 県政の基 本的な方 針に適合 している か。〕	住宅に困窮する低所得者に対して良質な住宅を低廉な家賃で賃貸する公営住宅の提供を行うことにより、県民の生活の安定に資するものであり、県の住生活基本計画の基本目標である「豊かで安全・安心な暮らしを実現する住宅・住環境づくり」にも合致している。 また、県営住宅の維持管理等に指定管理者制度を導入し、効率性や利用者サービスの向上を図ることとしており、「行政システム改革の基本方針」及び「神奈川県民間活力活用指針」の考え方に合致している。	
	適法性 〔 憲法、法 令に抵 触しな いか。〕	公営住宅法に基づく公営住宅及び共同施設並びに住宅地区改良法に基づく改良住宅及び地区施設の設置及び管理について必要な事項を定めたものであり、憲法、法令に抵触しない。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	定期借家に関する規定、目的外使用に関する規定等県営住宅の施設を有効活用するための改正を検討する。	
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	(有) 無